

「江別市スポーツ推進計画」の策定について

策定の根拠

江別市スポーツ推進計画は、スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 10 条第 1 項に基づき、国のスポーツ基本計画を参酌して、市町村がその地域の実情に即したスポーツの推進に関する施策について定める計画である。

（スポーツ基本法第 10 条第 1 項）

都道府県及び市町村の教育委員会を管理し、及び執行することとされた地方公共団体は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。

計画の位置付け

国の第 2 期スポーツ基本計画（平成 29 年度から 33 年度）や第 2 期北海道スポーツ基本計画（平成 30 年度から 34 年度）を参酌するとともに、江別市の最高規範である「江別市自治基本条例」に基づき策定された「江別市総合計画」が示す分野別の政策「まちづくり政策」に沿って策定されるスポーツ分野の個別計画として位置付けられるものである。

また、市長が定める江別市の教育、学術及び文化の振興に関する「江別市教育大綱」（平成 27 年度から 30 年度）をはじめ、「えべつ市民健康づくりプラン 21」（平成 26 年度から 35 年度）、「江別市男女共同参画基本計画」（平成 26 年度から 35 年度）、「障がい者支援・えべつ 21 プラン」（平成 27 年度から 32 年度）などとの整合性を図り、市民意見の反映に努めながら、江別市の地域性を踏まえた計画として策定する。

計画期間

現行計画（第 5 期）の計画期間 平成 26 年度から平成 30 年度まで（5 年間）

次期計画（第 6 期）の計画期間 平成 31 年度から平成 35 年度まで（5 年間）

策定方法

- (1) 江別市スポーツ推進審議会による審議（諮問・答申）
委員 11 名：学識経験者、関係行政機関から推薦を受け委嘱
- (2) 庁内会議の設置及び開催
計画に関係する部署の課長職を中心に構成する。
- (3) 議会への報告
- (4) 計画素案について関係団体から意見聴取する。
- (5) パブリックコメントによる市民意見の反映（平成 30 年度実施）
- (6) まちづくり市民アンケートの活用（企画政策部政策推進課実施）

策定スケジュール

次頁（策定スケジュール）参照

第6期 江別市スポーツ推進計画 策定スケジュール

年度	月	教育委員会	スポーツ推進審議会	庁内会議	議会	
平成29年度	8		第1回スポーツ推進審議会 ・第6期計画策定スケジュール等			
	9					
	10	定例教育委員会 ・計画策定スケジュール等報告		庁内会議設置		
	11		第2回スポーツ推進審議会 ・5期評価方法の評価実施 ・6期策定方針の説明	第1回庁内会議 ・策定基本方針の説明 ・作業日程	総務文教常任委員会 ・計画策定スケジュール	
	12	定例教育委員会 ・スポーツ推進審議会への計画 諮問審議・決定	・各委員による成果指標の評価	・現状分析と課題整理		
	1			第2回庁内会議 ・推進目標検討 ・施策体系案協議		
	2	定例教育委員会 ・第5期計画の評価を報告	第3回スポーツ推進審議会 ・教育委員会から<諮問> ・5期計画の評価報告 ・現状分析と課題整理			
平成30年度	3			・計画素案協議		
	4				(総文) 第5期計画の評価結果	
	5			第3回庁内会議 ・計画素案協議		
	6			・原案のまとめ		
	7		第1回スポーツ推進審議会 ・計画素案審議、原案決定			
	8	定例教育委員会 ・計画素案、パブコメ公募報告			総務文教常任委員会 ・パブコメ実施の報告	
	9	※パブリックコメント実施(30日間) ・広報掲載、市HP、公共施設11か所に配置				
	10			・パブコメ結果協議		
	11	定例教育委員会 ・パブリックコメント結果報告	第2回スポーツ推進審議会 ・パブコメ結果報告 ・計画素案協議・答申協議決定			
	12		教育委員会へ<答申> 委員長→教育長			
1	定例教育委員会 ・計画案協議					
2	定例教育委員会 ・計画案審議、決定					
	2		第3回スポーツ推進審議会 ・計画の決定について報告		総務文教常任委員会 ・計画策定報告	